

第1回あん摩マッサージ指圧師・はり師・ きゆう師学校養成施設カリキュラム等 改善検討会	資料2
平成28年1月18日	

ご検討いただきたい事項について（案）

- 総単位数の引上げについて
 - 臨床実習等、必要なカリキュラムを追加し、総単位数を引き上げることにについて、どう考えるか。
- 最低履修時間数の設定について
 - 養成施設によって総履修時間数の差が大きいことを踏まえ、最低履修時間数を設定することにについて、どう考えるか。
- 臨床実習の在り方について
 - 臨床実習の単位を追加すること（再掲）、実習施設先の要件等について、どう考えるか。
- 専任教員数について
 - 専任教員数を増やすこと、専任教員の要件等についてどう考えるか。
- その他

1. 総単位数の引上げについて
2. 最低履修時間数の設定について
3. 臨床実習の在り方について
4. 専任教員数について
5. その他

総単位数の引上げについて

- あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師（以下「あはき師」という。）養成施設の卒業生の臨床能力の低下が指摘されているため、臨床実習（現行1単位以上）を充実するとともに必要なカリキュラムを追加してはどうか。
- あはき師の国家資格取得後直ちに施術所を開設することが可能となることから、健康保険制度に係るカリキュラムを盛り込み、必要な知識等を教授してはどうか。

（参考1）あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第2号）
（以下「認定規則」という。）

別表第一

教育内容		基礎分野	専門基礎分野				専門分野						合計
		科学的思考の基盤 人間と生活	人体の構造と機能	疾病の成り立ち、予防及び回復の促進	保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの理念	合計	基礎あん摩マッサージ指圧学	臨床あん摩マッサージ指圧学	社会あん摩マッサージ指圧学	実習（臨床実習を含む）	総合領域	合計	
あん摩マッサージ指圧師	単位数	14	13	12	2	27	6	8	2	10	10	36	77
はり師	単位数	14	13	12	2	27	6	8	2	12	10	38	79
きゅう師	単位数	14	13	12	2	27	6	8	2	10	10	36	77
あん摩マッサージ指圧師 はり師	単位数	14	13	12	2	27	7	10	2	16	10	45	86
あん摩マッサージ指圧師 きゅう師	単位数	14	13	12	2	27	7	10	2	14	10	43	84
はり師 きゅう師	単位数	14	13	12	2	27	7	10	2	16	10	45	86
あん摩マッサージ指圧師 はり師 きゅう師	単位数	14	13	12	2	27	8	12	2	20	10	52	93

(参考2)他職種の状況

履修単位数(3年課程)	
97単位	看護師
95単位	診療放射線技師 臨床検査技師
93単位	理学療法士・作業療法士 視能訓練士 臨床工学技士 義肢装具士 言語聴覚士
85単位	柔道整復師

最低履修時間数の設定について

- 平成12年にあはき師学校養成施設の教育内容が単位制となったことに伴い、各養成施設においては、45時間と定められている臨床実習を除いて、1単位当たりの時間数が15時間～45時間の範囲で授業を行うこととされた。
- このため、現在、養成施設によって総履修時間数に不均衡が生じている中、特に近年、はり師・きゅう師の養成施設で1単位当たりの時間数を最低時間数とするカリキュラムを組む養成施設が出てきており、あはき師の質の向上の観点から、あはき師養成施設指導ガイドラインにおいて最低履修時間数を設定すべきではないか。

(参考1) はり師及びきゅう師養成施設指導ガイドライン (以下「指導ガイドライン」という。)

(平成27年3月31日医政発0331第34号厚生労働省医政局長通知)

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師養成施設指導要領 (以下「指導要領」という。)

(平成27年3月31日医政発0331第35号厚生労働省医政局長通知)

8 授業に関する事項

(2) 単位の計算方法については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。

(3) 臨床実習については、1単位を45時間の実習をもって構成すること。

(参考2)

・最低履修時間を設定している職種 (各職種の指導ガイドライン)

・看護師 97単位 3,000時間以上

・言語聴覚士 93単位 2,835時間以上

(参考3)

単位制以前の履修時間数

・あん摩マッサージ指圧師	2,550時間
・はり師	2,565時間
・きゅう師	2,355時間
・あん摩マッサージ指圧師・はり師	3,045時間
・あん摩マッサージ指圧師・きゅう師	2,835時間
・はり師・きゅう師	2,865時間
・あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師	3,165時間

(参考4)

平成27年度厚生労働省所管養成施設の履修時間数(平均)

・あん摩マッサージ指圧師(昼間)	2270.0時間
・あん摩マッサージ指圧師(夜間)	2133.3時間
・はり師・きゅう師(昼間)	2360.4時間
・はり師・きゅう師(夜間)	2210.7時間
・あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師(昼間)	2703.3時間
・あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師(夜間)	2660.7時間

(参考) 認定規則に定める単位数と最大・最小授業時間数

1. あん摩マッサージ指圧師

		単位数	単位当たり時間 (指導要領)		最小	最大
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	14	15	30	210	420
専門基礎分野	人体の構造と機能	13	15	30	195	390
	疾病の成り立ち 予防及び回復の促進	12	15	30	180	360
	保健医療 福祉とあん摩マッサージ指圧、 はり及びきゅうの理念	2	15	30	30	60
専門分野	基礎あん摩マッサージ指圧学 基礎はり学 基礎きゅう学	6	15	30	90	180
	臨床あん摩マッサージ指圧学 臨床はり学 臨床きゅう学	8	15	30	120	240
	社会あん摩マッサージ指圧学 社会はり学 社会きゅう学	2	15	30	30	60
	実習 (臨床実習を含む)	9	30	45	270	405
		1	45	45	45	45
	総合領域	10	15	45	150	450
		77			1,320	2,610

2. はり師・きゅう師

		単位数	単位当たり時間 (ガイドライン)		最小	最大
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	14	15	30	210	420
専門基礎分野	人体の構造と機能	13	15	30	195	390
	疾病の成り立ち 予防及び回復の促進	12	15	30	180	360
	保健医療 福祉とあん摩マッサージ指圧、 はり及びきゅうの理念	2	15	30	30	60
専門分野	基礎あん摩マッサージ指圧学 基礎はり学 基礎きゅう学	7	15	30	105	210
	臨床あん摩マッサージ指圧学 臨床はり学 臨床きゅう学	10	15	30	150	300
	社会あん摩マッサージ指圧学 社会はり学 社会きゅう学	2	15	30	30	60
	実習 (臨床実習を含む)	15	30	45	450	675
		1	45	45	45	45
	総合領域	10	15	45	150	450
		86			1,545	2,970

3. あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師

		単位数	単位当たり時間 (指導要領)		最小	最大
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	14	15	30	210	420
専門基礎分野	人体の構造と機能	13	15	30	195	390
	疾病の成り立ち 予防及び回復の促進	12	15	30	180	360
	保健医療 福祉とあん摩マッサージ指圧、 はり及びきゅうの理念	2	15	30	30	60
専門分野	基礎あん摩マッサージ指圧学 基礎はり学 基礎きゅう学	8	15	30	120	240
	臨床あん摩マッサージ指圧学 臨床はり学 臨床きゅう学	12	15	30	180	360
	社会あん摩マッサージ指圧学 社会はり学 社会きゅう学	2	15	30	30	60
	実習 (臨床実習を含む)	19	30	45	570	855
		1	45	45	45	45
	総合領域	10	15	45	150	450
		93			1,710	3,240

	単位数	最小	最大
あん摩マッサージ指圧師	77単位	1,320時間	2,610時間
はり師	79単位	1,380時間	2,700時間
きゅう師	77単位	1,320時間	2,610時間
あん摩マッサージ指圧師・はり師	86単位	1,545時間	2,970時間
あん摩マッサージ・きゅう師	84単位	1,485時間	2,880時間
はり師・きゅう師	86単位	1,545時間	2,970時間
あん摩マッサージ指圧師・はり師・ きゅう師	93単位	1,710時間	3,240時間

(注) 臨床実習を1単位として算出。

臨床実習の在り方について

- 学校養成施設の卒業生は、あはき師の国家資格取得後、直ちに開業することが可能であるが、近年、臨床能力の低下が指摘されているため、臨床実習(現行1単位以上)を拡大すべきではないか。
- また、臨床実習を拡大する場合、養成施設附属の臨床実習施設のみでは臨床実習に必要な十分な症例が集まらないとの指摘があるため、実習先については、原則として附属の実習施設としつつ、一部の实習では、他の施設でも実習を行うことができるようにしてはどうか。
(指導要領及び指導ガイドライン上では、養成施設附属の臨床実習施設以外での臨床実習を認めていない。)
- 併せて、あはき師の国家資格取得後直ちに施術所を開設することが可能となることから、臨床実習の現場においても保険診療の仕組みを理解させることとしてはどうか。

(参考)

1. 臨床実習に関する認定規則等の規定

(認定規則)

第2条第3号 教育の内容は、別表第一に定めるもの以上であること。

別表第一（第二条及び第五条関係）（抜粋）

教育内容		あん摩マツ サージ指 圧師	はり師	きゆう師	あん摩マツ サージ指 圧師 はり師	あん摩マツ サージ指 圧師 きゆう師	はり師 きゆう師	あん摩マツ サージ指 圧師 はり師 きゆう師
		単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数
専門分野	実習(臨床実習を含む。)	10	12	10	16	14	16	20

(指導要領・指導ガイドライン)

○8 授業に関する事項

(3) 臨床実習については、一単位を四五時間の実習をもって構成すること。

○9 実習に関する事項

(1) 一般患者に対する臨床実習の機会を確保し、技術等の向上を図るため、附属の臨床実習施設において臨床実習の教育を行うこと。

(2) 附属の臨床実習施設とは、当該養成施設が教育を目的として設置した施設であって、当該養成施設の教員が直接指導に当たり実習を行う施設をいうこと。

(3) 養成施設以外での実習が行われていないこと。

2. 臨床実習の現状

○厚生労働大臣所管養成施設 臨床実習時間数（養成施設の年次報告（平成27年））

		45時間～	90時間～	180時間～
あん摩 マッサージ指 圧師	昼間部	2校(100%)	—	—
	夜間部	2校(66%)	—	1校(33.3%)
はり師 きゅう師	昼間部	40校(49.4%)	37校(45.7%)	4校(4.9%)
	夜間部	22校(52.4%)	17校(40.5%)	3校(7.1%)
あん摩マッサージ 指圧師、はり師 きゅう師	昼間部	5校(23.8%)	10校(47.6%)	6校(28.6%)
	夜間部	1校(33.3%)	2校(66.6%)	—

専任教員数の見直しについて

○ 総単位数の増加により、総履修単位を引き上げた場合、単位数に応じた専任教員数とすべきではないか。

○ あはき師学校養成施設の専任教員について
(認定規則)

第二条

七 教員のうち五人(一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すごとに二を加えた数)以上は、別表第二専門基礎分野の項各号若しくは同表専門分野の項第四号に掲げる者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者である専任教員(以下「専任教員」という。)であること。ただし、専任教員の数は、当該学校又は養成施設が設置された年度にあつては三人(一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すごとに二を加えた数)、その翌年度にあつては四人(一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すごとに二を加えた数)とすることができる。

別表第二 (抜粋)

専門基礎分野	次の各号に掲げる者であつて教育内容に関し相当の知識及び経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者 一 医師 二 教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号)第六十三条に規定する特別支援学校の理療の教科の普通免許状又は同令第六十五条の五に規定する特別支援学校の理療の教科の特別免許状(以下「特別支援学校の理療科の教員免許状」と総称する。)を有する者 三 厚生労働大臣の指定したあん摩マツサージ指圧はりきゆう教員養成機関を卒業した者(以下「養成機関卒業者」という。)
専門分野	次の各号に掲げる者であつて教育内容に関し相当の知識及び経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者 一 医師 二 特別支援学校の理療科の教員免許状を有する者 三 養成機関卒業者 四 あん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゆう師の免許を取得してから三年以上実務に従事した後、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者 五 教育職員免許法施行規則第六十三条に規定する特別支援学校の理療の教科の臨時免許状を有する者

(参考)他職種の状況

履修単位数(3年課程)		専任教員数
97単位	看護師	8名以上
95単位	診療放射線技師	6名以上
	臨床検査技師	
93単位	理学療法士・作業療法士	
	視能訓練士	
	臨床工学技士	
93単位	義肢装具士	5名以上
	言語聴覚士	
85単位	柔道整復師	5名以上